



2025年4月10日

各位

会社名 株式会社芝浦電子  
 代表者名 代表取締役社長社長執行役員 葛西 晃  
 (コード番号 6957 東証スタンダード市場)  
 問合せ先 執行役員経営管理部長 星ノ谷 行秀  
 電話番号 048-615-4000

**YAGEO Electronics Japan 合同会社による  
 当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する反対の意見表明のお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、YAGEO Corporation (以下「YAGEO」といいます。)が2025年2月5日付「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」(以下「YAGEO 予告公表プレスリリース」といいます。)及び2025年3月28日付「(訂正)「株式会社芝浦電子(証券コード:6957)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」(以下「YAGEO 訂正予告公表プレスリリース」といいます。)で公表した、YAGEOが、当社をYAGEOが設立した中間持株会社であるYAGEO Electronics Japan 合同会社(以下「YAGEO Electronics Japan」といい、YAGEO、YAGEO Electronics Japan 及びYAGEOの連結子会社を総称して「YAGEO グループ」といいます。)の完全子会社とすることを目的とする一連の取引(以下「YAGEO 取引」といいます。)の一環としての、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「YAGEO 公開買付け」といいます。)の開始予定(以下「YAGEO 公開買付け予定」といいます。)に関して、現時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO 公開買付けが開始された場合には、YAGEO 公開買付けに対して反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、上記取締役会において、ミネベアミツミ株式会社(以下「ミネベアミツミ」といいます。)による当社株式に対する公開買付け(以下「ミネベアミツミ公開買付け」といいます。)の開始予定に関して、現時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を併せて行っております。当該決議の詳細につきましては、本日別途公表いたしました「ミネベアミツミ株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリース」といいます。)をご参照ください。

なお、当社は、ミネベアミツミ公開買付け又はYAGEO 公開買付けが開始される時点で、改めて、本特別委員会(下記「3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由」において定義します。以下同じです。)に対して、本特別委員会が2025年4月10日付で当社取締役会に対して提出した答申書(以下「本答申書」といいます。)の答申内容に変更がないかを検討し、当社取締役会に対し、従前の意見に変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問した上で、その意見を踏まえ、改めてミネベアミツミ公開買付け及びYAGEO 公開買付けに関する意見表明を行う予定です。

**1. YAGEO Electronics Japan (公開買付者) の概要**

|               |   |
|---------------|---|
| (1) 名 称       | YAGEO Electronics Japan 合同会社                                |
| (2) 所 在 地     | 東京都千代田区西神田3丁目8番1号   |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 業務執行社員 ヤゲオ・コーポレーション<br>職務執行者 チェン・イェン・スン<br>職務執行者 ヤン・ウエン・シャン |

|                   |  |                   |    |
|-------------------|--|-------------------|----|
|                   | 職務執行者  | チャン・トーマス・ティエン・チェン |    |
| (4) 事業内容          | (1) 有価証券の保有及び管理、企業の経営管理に関するコンサルティング、並びに会社の株式又は持分の保有による当該会社の事業活動の支配及び管理<br>(2) 前号に付帯関連する一切の事業 |                   |    |
| (5) 資本金           | 50万円   |                   |    |
| (6) 設立年月日         | 2025年2月6日  |                   |    |
| (7) 大株主及び持株比率     | YAGEO  |                   | 不明 |
| (8) 上場会社と公開買付者の関係 |  |                   |    |
| 資本関係              | YAGEO Electronics Japan の親会社である YAGEO は、当社株式 1,000 株 (所有割合 : 0.01%) を所有しております。(注1)           |                   |    |
| 人的関係              | 当該事項はありません。  |                   |    |
| 取引関係              | 当該事項はありません。  |                   |    |
| 関連当事者への該当状況       | 当該事項はありません。  |                   |    |

(注1) 「所有割合」とは、当社が 2025 年 2 月 10 日に公表した「2025 年 3 月期第 3 四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「当社決算短信」といいます。)に記載された 2024 年 12 月 31 日現在の当社の発行済株式総数 (15,559,730 株) から当社決算短信に記載された同日現在の当社が所有する自己株式数 (483,047 株) (但し、同日現在において役員報酬 B I P (Board Incentive Plan) 信託 (以下「B I P 信託」といいます。)) が所有する当社株式 169,050 株を含みます。) を控除した株式数 (15,076,683 株) に対する割合 (小数点第三位を四捨五入) をいいます。以下同じです。

## 2. 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、4,300 円 (以下「YAGEO 公開買付価格」といいます。)

## 3. YAGEO 公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

### (1) YAGEO 公開買付けに関する意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、下記「(2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、現時点における当社の意見として、取締役全員の一致により、YAGEO 公開買付けが開始された場合には、YAGEO 公開買付けに対して反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議いたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(6) YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

### (2) YAGEO 公開買付けに関する意見の根拠及び理由

当社が YAGEO 公開買付けに対して反対するに至った意思決定の過程及び理由は以下のとおりです。

当社は、2024 年 10 月 11 日に YAGEO から三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 (以下「三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。) 経由で面談の打診があり、具体的な提案内容を伴ったものではなく、特に YAGEO との間で協業を行う必要性を認識させる内容ではなかったため、面談を口頭で断りました。また、2024 年 11 月 4 日に、当社は YAGEO から面談を依頼する旨のレターを受領しましたが、YAGEO の事業ビジョンの共有、市場のダイナミクスに関する一般的な意見交換等を求めるものであり、具体的な提案内容を伴った面談依頼ではなく、その必要性が認められなかったため、2024 年 11 月 26 日に、書面にて、面談を断る旨の回答をいたしました。その後、当社は、2024 年 12 月 30 日に YAGEO より当社取締役会の賛同のもと、当社株式の全てを現金で友好的に買収する内容の提案 (以下「YAGEO 提案」といいます。

す。)が記載された法的拘束力を有しない意向表明書を受領し、2025年1月9日に、YAGEO に対して、YAGEO 提案について、適切に検討を行う旨の回答をいたしました。その後、当社は、2025年1月13日に、YAGEO より面談依頼及び2025年2月5日に友好的な公開買付けを公表することに向けて当社と独占的に協働することを期待する旨のレターを受領しました。当社は、2025年1月6日に、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして弁護士法人北浜法律事務所（以下「北浜法律事務所」といいます。）を選任しました。2025年1月16日に、改めての面談を依頼する旨のレターを受領しました。当社は、その後、同じく2025年1月16日に、YAGEO に対して、面談にあたっては、情報管理の観点から守秘義務契約の締結を求める旨のレターを送付し、2025年1月22日に、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を選任しました（なお、北浜法律事務所及び野村證券はAPグループ（以下に定義します。以下同じです。）からも独立したアドバイザーです。）。また、当社は、同じく2025年1月22日に、YAGEO に対して、守秘義務契約書案を送付しました。その後、YAGEO は、2025年1月24日に、YAGEO のアドバイザーである三菱UFJ モルガン・スタンレー証券を通じて、当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に対して、YAGEO が依頼している面談の趣旨がYAGEO によりYAGEO 提案を直接説明することになり、当社から情報を受領することが目的ではないため、守秘義務契約を締結せずに面談することを依頼する旨の連絡がありました。しかしながら、当社としては、当社が上場会社であり、面談の中で当社の情報が提供される可能性もあることから、野村證券を通じて、YAGEO との面談に当たり当社の情報を提供する可能性がある以上は情報管理の観点から守秘義務契約の締結が必要である旨を、2025年1月24日に再度連絡しました。なお、当該連絡において、当社は、守秘義務契約書案に対するYAGEO の修正提案を受けない旨の言及は一切行っておりません。

しかしながら、YAGEO は、守秘義務契約書案に対する具体的な交渉を一切行わず、事前の当社への連絡なく、2025年2月5日にYAGEO 予告公表プレスリリースを公表しました。

当社は、YAGEO 提案及びYAGEO 予告公表プレスリリースの内容について、慎重に検討してまいりました。

具体的には、当社は、下記「(6) YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、2025年2月11日に、取締役会決議により、阿部功氏（当社独立社外取締役）、片岡麻紀氏（当社独立社外監査役）及び社外有識者である柴田堅太郎氏（弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所）の3名によって構成される、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社のいずれからも独立した、特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容については、下記「(6) YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）を設置しました（なお、本特別委員会はAPグループからも独立しております。）。なお、当社は、機動的な委員会運営等の観点から、一部の社外役員については、委員に選任せず、外部有識者である柴田堅太郎氏については、弁護士としての専門的知見、他社の社外取締役としての豊富な経験・知見、及び同種・類似案件に対する十分な実績・知見を有していることから、当社は、同氏を委員として選任しました。また、北浜法律事務所及び野村證券は、本特別委員会からいずれも独立性及び専門性に問題がないとして、承認を受けております。また、2025年2月25日に、本特別委員会は、YAGEO、ミネベアミツミ及び当社から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザーとして、山田コンサルティンググループ株式会社（以下「山田コンサル」といいます。）を選任いたしました（なお、山田コンサルはAPグループからも独立したアドバイザーです。）。

その後、2025年2月14日付「YAGEO Corporation による書簡受領のお知らせ」において公表しましたとおり、2025年2月13日付で、YAGEO より、当社が2025年2月5日付で公表した「YAGEO Corporation による当社株式に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容に関するレターを受領し、2025年2月26日付「YAGEO Corporation に対する「質問状」の送付に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、本特別委員会と協議の上、YAGEO 取引の検討にあたり必要と考える情報の提供を要請する「ご質問状」（以下「YAGEO 第一次質問状」といいます。）をYAGEO に対して送付いたしました。その後、当社は、2025年3月6日に、YAGEO からYAGEO 第一次質問状に対する回答書（以下「YAGEO 第一

次回答書」といいます。)を受領し、2025年3月19日付「YAGEO Corporation に対する「質問状(2)」の送付に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社は、本特別委員会と協議の上、YAGEO 取引の検討にあたり必要と考える情報の提供を改めて要請する「ご質問状(2)」(以下「YAGEO 第二次質問状」といいます。)を YAGEO に対して送付いたしました。その後、当社は 2025 年 3 月 26 日に、YAGEO から YAGEO 第二次質問状に対する回答書(以下「YAGEO 第二次回答書」といいます。)を受領しました。また、2025 年 3 月 28 日に YAGEO が YAGEO 訂正予告公表プレスリリースにおいて公表しましたとおり、YAGEO は YAGEO 公開買付けにおける公開買付者として、YAGEO Electronics Japan を設立した旨、ドイツ及びオーストリアにおける競争法に関する届出が必要かどうか評価できていないものの、念のため当該届出を実施し、YAGEO 取引の実行にあたり必要となる台湾国外の競争法の手続が全て完了し、又は YAGEO 公開買付けの公開買付期間の末日までに完了することが合理的に見込まれると YAGEO が判断していることを YAGEO 公開買付けの前提条件とすることを決定した旨、及び YAGEO 予告公表プレスリリースにおいて YAGEO 公開買付価格について第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得していない旨の記載がされておりましたが、YAGEO は台湾における法規制等に従って YAGEO の株主への説明責任を果たす観点から、YAGEO 及び当社から独立した第三者算定機関である信佑聯合會計師事務所から YAGEO 公開買付価格である 4,300 円が YAGEO の株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)の提出を求め、2025 年 2 月 5 日付で同意見書を取得していた旨の修正をしたとのことです。その後、当社は 2025 年 3 月 28 日に当社は YAGEO との間で守秘義務契約を締結した上で、2025 年 4 月 2 日付「YAGEO Corporation との面談実施に関するお知らせ」において公表しましたとおり、2025 年 4 月 2 日に当社及び本特別委員会は YAGEO との間で YAGEO 取引に関する面談(以下「YAGEO 面談」といいます。)を実施し、YAGEO 取引から想定されるシナジーの内容、YAGEO 第一次質問状及び YAGEO 第二次質問状における回答内容の補足説明等に関する質疑応答を行いました。

他方で、YAGEO 提案の受領以降、当社は、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の観点から最善の選択肢を模索するため、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日に公表した「企業買収における行動指針」を踏まえ、マーケット・チェックに関する検討を開始し、2025 年 1 月中旬以降、複数の潜在的な候補者として、事業会社 9 社に対して、YAGEO 提案に対する対抗提案として当社の完全子会社化に関する打診を行いました。その後、2025 年 2 月 17 日に、ミネベアミツミから YAGEO 提案に対する対抗提案としての法的拘束力を有しない意向表明書(以下「ミネベアミツミ意向表明書①」といいます。)を受領しました。当社は、ミネベアミツミ意向表明書①が、具体性・目的の正当性・実現可能性の認められる「真摯な買収提案」であると判断し、ミネベアミツミからのデュー・ディリジェンスの実施の依頼に基づき、一定の資料の提供や質問への回答の対応をいたしました。

その後、当社は、2025 年 3 月 28 日にミネベアミツミから、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得し、当社の株主をミネベアミツミ及び株式会社アドバンテッジパートナーズ(以下「AP」といいます。)又は AP が指定する AP のグループ会社(以下、AP と総称して「AP グループ」といいます。)のみとするための取引(以下「ミネベアミツミ取引」といいます。)を 2025 年 4 月 10 日に公表し、2025 年 4 月 23 日からミネベアミツミ公開買付けを開始し、ミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の期間を 22 営業日とする旨、所有割合の 50.01%をミネベアミツミ公開買付けの下限とする旨、及びミネベアミツミ公開買付けにおける買付け等の価格(以下「ミネベアミツミ公開買付価格」といいます。)を 4,300 円とする旨の法的拘束力を有する意向表明書(以下「ミネベアミツミ意向表明書②」といいます。)を受領いたしました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 28 日にミネベアミツミの提示する公開買付価格は、当社の企業価値を十分に勘案すると、当社の企業価値を十分に反映しておらず、YAGEO 公開買付価格と同額であり、当社の少数株主の利益に十分配慮された価格とはいえないと判断し、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 29 日にミネベアミツミから、公開買付価格を 4,500 円とする旨の返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025 年 3 月 29 日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対し

て再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025年3月31日にミネベアミツミから、公開買付価格を4,600円とする旨の返答書（以下「3月31日付返答書」といいます。）を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年4月1日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。

また、本特別委員会は2025年4月1日に、ミネベアミツミに対して、ミネベアミツミ取引に関する理解を深めるため、対面でミネベアミツミ取引から想定されるシナジーの内容等を中心に質疑応答を行いました（以下「4月1日付ミネベアミツミ面談」といいます。）。

その後、当社及び本特別委員会は、2025年4月3日に、ミネベアミツミから、公開買付価格を3月31日付返答書と同じ、4,600円とする返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年4月4日に、当該価格は、引き続き当社の企業価値を十分に反映しておらず、当社の少数株主に十分に配慮した価格と言えないとして、ミネベアミツミに対して再提案を要請いたしました。その後、当社及び本特別委員会は、2025年4月7日に、ミネベアミツミから、2025年4月2日の米国追加関税措置の発効及び相互関税の発表（以下「米国関税措置」といいます。）に伴い、マクロ経済環境の悪化リスク及びそれに伴う当社事業計画の達成に関する不確実性等を総合的に勘案した結果として、公開買付価格を4,400円とする返答書を受領しました。これに対して、当社及び本特別委員会は、2025年4月8日に、ミネベアミツミに対して、相互関税が当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であり、法的拘束力のある提案以降に行われた価格交渉ということを踏まえても、提案価格を引き下げる合理的な説明は難しく、4,600円以上の公開買付価格を提案いただきたい旨の再提案を要請を行いました。その後、同じく2025年4月8日に、本特別委員会は、ミネベアミツミと面談（以下「4月8日付ミネベアミツミ面談」といいます。）を実施し、ミネベアミツミに対して、当社事業の中長期的な見通し、引き下げ価格の根拠及びミネベアミツミ公開買付けの成立蓋然性に、米国関税措置が与える影響について、質問を行い、ミネベアミツミから、米国関税措置が製造業全般に与える影響は短期的なものであるとは現時点は判断できないため、ミネベアミツミ株主への説明責任から、価格引き下げの提案に至った旨、一方で、当社への評価としては、突出した技術力に基づく中長期的な競争力の評価及びシナジーへの見込みは何ら変わらず確信しており、当社を子会社化したいという意向を強く持ち、対抗提案がなされた場合には更なる価格引き上げの意思がある旨、並びに具体的に、APとの共同投資は対抗提案時の価格引き上げを見据えた方針であり、既に条件面は合意に至っており、米国関税措置の影響がミネベアミツミ公開買付けの成立の蓋然性を損なうことはない旨の回答がなされました。また、当社及び本特別委員会は、4月8日付ミネベアミツミ面談において、ミネベアミツミから、公開買付価格を4,500円とする返答書（以下「4月8日付返答書」といいます。）を受領しました。当該公開買付価格は、ミネベアミツミから2025年4月3日に提案された4,600円に対し2.17%減額された金額ですが、当社及び本特別委員会は、(i) 米国関税措置が公表された2025年4月2日の翌営業日である2025年4月3日から2025年4月9日までの当社株式のVWAP（売買高加重平均価格）は4,244円であり、2025年4月2日終値に対して-3.87%の水準であること、(ii) 米国関税措置によって、当社の業績見通しに与える直接的な影響は限定的であるものの、株式会社大和総研が2025年4月3日に公表したレポート「相互関税」による日本の実質GDPへの影響は最大で▲1.8%」（著者：経済調査部 シニアエコノミスト 久後 翔太郎、経済調査部 エコノミスト 秋元 虹輝）によれば、「今回発表された相互関税によって、日本経済の実質GDPは短期的には0.6%（2025年）、中期的には1.8%（2029年）程度下押しされると試算される。」とされており、マクロ経済の見通しが悪化する可能性も否定できず、過去当社がマクロ経済のイベントにより業績が悪化した2020年3月期や2023年3月期には、事業年度初めに策定した業績予想に対する実績値の下落率は、売上高以上に営業利益の方が大きく落ち込む傾向があるため、実際にマクロ経済の見通しが悪化し当社の売上高が実質GDPの下落率相当に落ち込んだ場合には、2%を超えて利益が棄損される可能性も十分に考えられること、及び(iii) ミネベアミツミとのこれまでの価格交渉の経緯及び4月8日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえると現時点でさらに高い提案価格は提示されないと考えられることを踏まえ、4月8日付返答書における公開買付価格4,500円は不合理な提案価格の引き下げではないと考えたことから、2025年4月9日に、ミネベアミツミに公開買付価格を4,500円とすることで応諾する旨の回答をいたし

ました。

当社は、YAGEO 予告公表プレスリリース、YAGEO 訂正予告公表プレスリリース、YAGEO 第一次回答書、YAGEO 第二次回答書及び YAGEO 面談の内容並びにミネベアミツミ意向表明書①、ミネベアミツミ意向表明書②、4月1日付ミネベアミツミ面談及び4月8日付ミネベアミツミ面談の内容を踏まえつつ、YAGEO 公開買付け予定の内容及びミネベアミツミからの提案内容を慎重に比較検討してまいりましたが、当社はミネベアミツミからの提案価格が当社株式1株あたり4,500円とYAGEO 公開買付け価格と比較して高く、取引成立に向けた蓋然性及び中長期での企業価値への影響のいずれの観点からもYAGEO と比較して優れていると考え、当社は、ミネベアミツミ公開買付け及びミネベアミツミ取引が、以下のとおり当社の企業価値の向上に資するとの結論に至りました。

すなわち、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO は、(ア) 製品ポートフォリオの強化、(イ) 主要なエンドマーケットにおける市場機会の補捉、(ウ) 当社のNTCサーミスタのグローバルでの販売拡大、(エ) より長期の、デザインインベースかつ収益性の高いビジネスの獲得、(オ) センサ及び回路保護プラットフォーム全体の設計と開発、及び(カ) 成長投資の加速を想定されるシナジーを考えているとのことですが、(ア) については、受動部品を中心とする YAGEO の電子部品やセンサ製品が当社の製品ラインナップに入ることについて、製品ポートフォリオが強化されること自体は否定できないものの、当社の製品は主に機械部品や機械加工品に組み込まれて使用され、プリント基板上に実装される YAGEO の受動部品と同時に使用されることは基本的にないことから、当社としては、シナジー効果は乏しく、また、カスタム製品を顧客と共に設計段階から作り上げていく当社と、汎用品を主に扱う YAGEO では求められる技術が異なり、技術面におけるシナジーは限定的であると考えております。(イ) については、YAGEO 提案において示されている YAGEO の主要顧客の多くは既に当社と取引関係があり、また顧客窓口がサプライヤーや部品によって専門化、細分化される傾向がある中、受動部品中心の YAGEO と当社では顧客窓口も異なることが多いと想定され、仮に YAGEO の主要顧客に当社にとっての新規顧客となり得る取引先があった場合であっても、顧客窓口が異なるため当社による新規開拓に繋がらないと考えております。

(ウ) については、当社は近年、独自に欧米市場の開拓に注力しているところ、特に欧州ではシェアの拡大が既に実現してきておりますが、当社製品は顧客とのすりあわせによりカスタム製品を製造・販売することに特徴があるため、当社製品や技術に十分知見を持った当社の担当者が顧客と協働することが重要であり、YAGEO の営業担当者が単独で販売できるものではなく、また、当社製品や技術についての共有・教育を YAGEO の営業担当者に行うとしても一定のコスト・期間がかかることが見込まれ、現在当社が進めている欧米市場の開拓が YAGEO との提携により加速する可能性は低いと考えております。(オ) については、当社製品が回路保護プラットフォームとして使用されることは基本的にないことから、YAGEO が提案する YAGEO のセンサ事業及び回路保護事業と当社との統合について明確なメリットを見出せておりません。

また、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO 取引後の経営方針として、YAGEO は当社の経営体制を、今後当社と協議の上で決定し、当社が2024年5月20日に公表した当社の中期経営計画に記載されている(ア) 製品開発、(イ) 生産性の向上及び(ウ) マーケティングのそれぞれに同意し、それらを実現するための支援をすることです。しかしながら、(ア) 製品開発については、上記のとおり、当社と YAGEO の取り扱う製品の特徴として、当社製品がカスタム品であり機械製品に組み込まれて使用されることが多いのに対し、YAGEO 製品は汎用品であり電気回路に使用されることが多く、それぞれ特徴が全く異なり、YAGEO 第一次回答書、YAGEO 第二次回答書、YAGEO 面談においても、一般論としての説明に留まる回答内容であったため、製品開発に関して具体的にどのような支援を受けることが可能なのか不明瞭であると考えております。また、YAGEO のセンサ事業と回路保護事業を当社に統合し、当社が回路保護事業全体を設計、開発するとの YAGEO 予告公表プレスリリース中の提案についても、第一次回答書においては、今後の検討事項の一つに過ぎないとされており、買収後の経営体制について YAGEO は明確かつ一貫した考えを有していないと考えられます。また、(イ) 生産性についても YAGEO の長年の経験を当社に還元できる旨の一般的な記載に留まり、具体的な支援内容について回答を得られておらず、両者製品の特徴の違いから、YAGEO の汎用品の大量生産モデルにおける生産技術が、当社における材料からの垂直生産

によりカスタム品を手作業での工程も含めて生産する生産技術に応用できる可能性は高くないと考えております。なお、当社製品は、拠点によって素材の調合比率が変動すること、及び生産拠点の移転によって、顧客からの再承認が必要となり、また既に海外で製造できる工程については海外に移転済であることから、現時点では、生産性向上に関するシナジーについては限定的であると評価しております。

(ウ) YAGEO がグローバルに有するマーケティングネットワークを活用して当社の製品の販売を拡大するという考え方に対しては、前述のとおり、その効果は限定的であると考えております。

さらに、YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、YAGEO 取引後の当社のブランドについても、YAGEO は、ブランドを維持する方針も含めて慎重に検討するとのことですが、同じく YAGEO 予告公表プレスリリースに記載されているとおり、過去 YAGEO が買収した企業は、原則的に社名に「YAGEO」を付しており、当社が築き上げてきたブランドを維持できるとは必ずしも言えないと考えております。

YAGEO 取引により、YAGEO との連携が想定される点としては、物流の効率化が考えられ、YAGEO グループがグローバルに有する物流網を活用することで当社の物流コストを削減できる可能性があります。当社製品のサイズは小さいため物流の効率化によるコスト削減効果は非常に小さいものと考えられます。

他方で、当社の事業が悪影響を受ける点として、地政学的リスクの増大が挙げられます。具体的には、台湾有事等の中国に関する地政学的リスクもあり、当社が台湾企業の傘下になることは、当社事業を中長期的に維持、発展させる上で、当社の従業員や取引先に対しても漠然とした将来についての懸念や不安を与えることは否定できないと考えております。また、当社は近年米国における売上高の順調な拡大を実現しており、今後も大きな成長余地があると考えておりますが、特に北米においては経済安全保障上の懸念を考慮し、顧客企業が当社製品を含む調達先を慎重に決定しているケースが多く、YAGEO 取引が実現し当社が台湾企業の傘下となった後は、成長が見込まれる北米市場において相応のシェアを取り逃がす可能性もあると考えております。また、経済安全保障対応として YAGEO の北米拠点を活用して生産をしたとしても、販売先から製造過程に中国での生産プロセスが含まれている場合は、納入ができない場合も増えており、当社が台湾企業とみなされることで現在受注している契約や既存取引先を失うリスクも相応にあると考えております。また、外国企業であり、カタログ品の製造販売を中心に、M&A ロールアップ戦略を通じて急速に拡大してきた YAGEO の企業文化は、開発段階から使用環境や温度域について顧客と十分に打ち合わせを行い、課題を解決しながらニーズに即した独自設計のニッチ製品を提供してきた当社の企業文化と大きく異なる可能性が高く、上記の地政学的リスクと相まって従業員等の人材喪失リスクの懸念があること、また、取引先についても、地政学的リスクの増大に加え、企業経営方針が異なる外国企業が親会社になることから従前の取引関係が維持されない可能性があると考えております。

したがって、当社としては、YAGEO 取引が当社の企業価値向上に資するものではない可能性があると考えております。他方で、ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社は、ミネベアミツミ取引は当社の企業価値の向上に資するものであると考えております。これらを踏まえ、ミネベアミツミ取引による方が YAGEO 取引より当社の発展可能性が大きく、より一層、当社の企業価値を向上させていくことができると考えました。

また、ミネベアミツミ公開買付価格 (4,500 円) は、YAGEO 公開買付価格を上回っており、ミネベアミツミ公開買付けは YAGEO 公開買付けよりも株主の皆様の利益に資する取引条件が定められていることから、当社は企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上の観点からも、ミネベアミツミ取引は YAGEO 取引よりも望ましいと考えました。

以上より、当社は、本日開催の当社取締役会において、現時点における当社の意見として、ミネベアミツミ公開買付けが開始された場合には、ミネベアミツミ公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、ミネベアミツミ公開買付けへの応募を推奨する旨を取締役全員の一致により決議しました。また、YAGEO 公開買付けが開始された場合、YAGEO 公開買付けは、取締役会が賛同意見を表明し、応募推奨することを決議したミネベアミツミ公開買付けと択一的な関係にあるため、当社は、現時点における当社の意見として、YAGEO 公開買付けに対して、反対の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、YAGEO 公開買付けに応募しないようお願いすることを決議しております。ミネベアミツミ公開買付けに対する現時点における当社の意見については、ミネベアミツミ賛同・応募推

奨意見表明プレスリリースをご参照ください。

### (3) 算定に関する事項

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、YAGEO 公開買付けに関する意見表明及びミネベアミツミ公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、YAGEO 公開買付け及びミネベアミツミ公開買付けに対する意思決定の公正性を担保するために、YAGEO、ミネベアミツミ、本応募合意株主（ミネベアミツミが 2025 年 4 月 10 日付で応募契約を締結した当社株主である日星電気株式会社、日星オプト株式会社、日本光電工業株式会社、株式会社埼玉りそな銀行、ジェイアンドエス保険サービス株式会社及びりそなリース株式会社を総称していいます。詳細は、ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。以下同じです。）、AP グループ及び当社から独立した第三者算定機関として、野村証券に対し、当社株式の株式価値の算定を依頼し、2025 年 4 月 9 日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（野村証券）」といいます。）を取得いたしました。野村証券は、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり、採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行いました。本株式価値算定書（野村証券）において、上記各算定方法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

詳細は、ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。

|               |   |                 |
|---------------|---|-----------------|
| 市場株価平均法（基準日①） | : | 3,135 円～3,279 円 |
| 市場株価平均法（基準日②） | : | 3,720 円～4,456 円 |
| 類似会社比較法       | : | 2,008 円～3,209 円 |
| DCF法          | : | 3,355 円～6,428 円 |

#### ② 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本特別委員会への諮問事項について検討するにあたり、YAGEO、ミネベアミツミ、本応募合意株主、AP グループ及び当社から独立した第三者算定機関として、特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザーである山田コンサルに対して、当社株式の株式価値算定書を依頼し、2025 年 4 月 9 日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書（山田コンサル）」といいます。）を取得いたしました。山田コンサルは、複数の算定手法の中から当社の株式価値算定にあたり、採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価法を、当社と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による当社の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定手法として用いて、当社の株式価値の算定を行いました。本株式価値算定書（山田コンサル）において、上記各算定方法に基づいて算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

詳細は、ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。

|             |   |                 |
|-------------|---|-----------------|
| 市場株価法（基準日①） | : | 3,135 円～3,279 円 |
| 市場株価法（基準日②） | : | 3,720 円～4,456 円 |
| 類似会社比較法     | : | 2,943 円～3,403 円 |
| DCF法        | : | 3,568 円～5,886 円 |

### (4) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。

YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

YAGEO Electronics Japan は、YAGEO 公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、YAGEO 公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があるとのことです。

また、YAGEO 公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、YAGEO 公開買付けの成立後に、下記「(5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のスクイーズアウト手続が実行された場合には、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となるとのことです。なお、当社株式が上場廃止となった後は、当社株式を東京証券取引所において取引することはできません。

なお、YAGEO 公開買付けにおいては、YAGEO 公開買付け成立後に YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上に相当する当社株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結果、下記「(5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）において、本株式併合（下記「(5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において定義します。以下同じです。）に係る議案の承認を得られない可能性があるとのことです。しかし、当該承認を得られない場合であっても、YAGEO は、YAGEO Electronics Japan をして、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得させることを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に 3 分の 2 を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで当社株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定とのことです。YAGEO Electronics Japan は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限り）を予定しているとのことです。YAGEO 公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を完全子会社化する方針を変更しないとのことです。なお、上記追加取得において、YAGEO Electronics Japan が株主の皆様に対して支払う対価は、YAGEO 公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1 株あたり、YAGEO 公開買付価格と同額）とするとのことです。

#### (5) YAGEO 公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、以下のとおりとのことです。

YAGEO は、当社を YAGEO Electronics Japan の完全子会社とすることを目的としているため、YAGEO 公開買付けが成立したものの、YAGEO 公開買付けにおいて YAGEO Electronics Japan が当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合のうち、(i) YAGEO 公開買付けの結果、YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 90%以上に相当する当社株式を所有するに至った場合、(ii) YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上 90%未満に相当する当社株式を所有するに至った場合、(iii) YAGEO Electronics Japan が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上に相当する当社株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、YAGEO は、スクイーズアウト手続（以下「YAGEO スクイーズアウト手続」といいます。）を実施することを予定しており、上記 (i) の場合は、YAGEO Electronics Japan をして、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第 2 編第 2 章第 4 節の 2 の規定に基づき、株式売渡請求を行わせる予定であり、上記 (ii) 及び (iii) の場合には、YAGEO Electronics Japan をして、当社に対して、会社法第 180 条に基づき当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む、本臨時株主総会の開催を要請させる予定とのことです。YAGEO Electronics Japan は、上記 (iii) の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えているとのことです。

但し、上記 (iii) の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあり

ます。しかし、当該議案が否決される場合であっても、最終的には、YAGEO Electronics Japan をして、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得させることを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで当社株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請する予定とのことです（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせするとのことです。）。YAGEO は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限りです。）を予定しているとのことです。YAGEO 公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、当社を完全子会社化する方針を変更しないとのことです。

なお、上記追加取得において、YAGEO Electronics Japan が株主の皆様に対して支払う対価は、YAGEO 公開買付価格と比較して、当該追加取得に対応して売却する株主にとって経済的に同等と評価される価格（当社が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、1株あたり、YAGEO 公開買付価格と同額）とするとのことです。

#### ①株式売渡請求

YAGEO は、YAGEO 公開買付けの成立により、YAGEO Electronics Japan が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、YAGEO Electronics Japan が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、YAGEO 公開買付けの決済の完了後速やかに、YAGEO Electronics Japan をして、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（YAGEO Electronics Japan 及び当社を除きます。以下本①において同じです。）の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）させる予定とのことです。本株式売渡請求においては、当社株式1株あたりの対価として、YAGEO 公開買付価格と同額の金銭を当社の株主に対して交付することを定める予定とのことです。この場合、YAGEO Electronics Japan は、その旨を当社に通知し、当社に対して本株式売渡請求の承認を求めるとのことです。当社が取締役会の決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、当社の株主の個別の承認を要することなく、YAGEO Electronics Japan は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、当社の株主全員からその所有する当社株式の全部を取得するとのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他の関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して当社株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の当社株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

#### ②株式併合

他方で、YAGEO 公開買付けの成立により、YAGEO Electronics Japan が所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかった場合には、YAGEO は、YAGEO Electronics Japan をして、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を遅くとも YAGEO 公開買付けの成立後3ヶ月以内を目途に開催することを、YAGEO 公開買付けの決済の完了後速やかに当社に要請させる予定とのことです。

#### (6) YAGEO 公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、YAGEO 公開買付けの公正性を担保するための措置

本日現在において、YAGEO Electronics Japan の親会社である YAGEO は、当社株式を1,000株（所有割合0.01%）保有しておりますが、YAGEO 公開買付けは支配株主による公開買付けには該当しません。また、YAGEO 公開買付けは公開買付者が当社の役員である公開買付けや、公開買付者が当社の役員の依頼に基づ

き公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けに該当せず、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）にも該当しません。

もともと、当社は、YAGEO 公開買付けが当社の完全子会社化を目的とする YAGEO 取引の一環として行われることに加え、YAGEO 公開買付けを含む YAGEO 取引が、当社によるマーケット・チェックの結果、ミネベアミツミ取引と択一的な関係にあることを考慮し、当社取締役会の意思決定過程における恣意性のおそれを排除し、その公正性及び透明性を確保するため、以下の措置を講じております。

- ① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
  - ② 当社における独立した法律事務所からの助言の取得  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
  - ③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
  - ④ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
  - ⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
4. YAGEO Electronics Japan と自社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項  
YAGEO 予告公表プレスリリースによれば、該当事項はありません。
  5. YAGEO Electronics Japan 又はその特別関係者による利益供与の内容  
該当事項はありません。
  6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針  
該当事項はありません。
  7. YAGEO Electronics Japan に対する質問  
該当事項はありません。
  8. 公開買付け期間の延長請求  
該当事項はありません。
  9. 今後の見通し  
ミネベアミツミ賛同・応募推奨意見表明プレスリリースをご参照ください。
  10. その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項  
該当事項はありません。

以上

#### 【勧誘規制】

このプレスリリースは、YAGEO 公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず YAGEO 公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が YAGEO 公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

#### 【将来予測】

このプレスリリースには公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」又はこれらと同様の表現等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる場合があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。こうした表現は、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下「米国証券取引所法」といいます。) 第 21 E 条で定義された「将来に関する記述」に該当し、このプレスリリースの記載には、かかる「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

#### 【米国規制】

YAGEO 公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国証券取引所法第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項の下で定められた規則は YAGEO 公開買付けには適用されないため、YAGEO 公開買付けはこれらの手続及び基準に必ずしも沿ったものではありません。さらに、このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、株主は、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。YAGEO 公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。YAGEO 公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、公開買付者の各ファイナンシャル・アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、米国証券取引所法規則 14e-5 (b)、適用される日本の法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、YAGEO 公開買付け以外の方法で当社株式の買付けを行う可能性があります。そのような買付けは金融商品市場取引を通じた市場価格、若しくは金融商品市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、かかる情報は米国においても同様の方法で開示が行われ、当該買付けを行なった者の英文のウェブサイトにも掲載されるものとします。

#### 【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。YAGEO 公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。このプレスリリースは、その発表、発行又は配布が適用される法規制に違反することとなるいかなる法域に対しても、その全部又は一部を問わず、発表、発行又は配布を行うものではありません。